

西海市教育委員会（令和3年第2回定例会）会議録

期 日：令和3年2月18日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、浦辺 収

学校教育課 参事 梅木澤 泰江

社会教育課 課長補佐 堤 猛、篠原 真樹

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第2回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

3. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第30回新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議

第31回新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議

県教育長及び県議会議長への要望

初任研第2回西海地区実施運営委員会

第7回大崎地区審議会

寄附金受領式

市議会タブレット操作説明会

学校、家庭、地域連携推進事業運営委員会

5. 議事

日程第1「議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第1「議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

2ページ、3ページが改正条例案となります。2ページでは学校について、3ページでは公民館の改正を記載しております。内容については、4ページからの新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表ですが、名称と位置についてです。西海市立大島西小学校、大島東小学校、崎戸小学校が西海市立大崎小学校となります。位置については、大島東小学校の位置、大島町1922番地2という記載になります。続きまして6ページをご覧ください。学校名の改正に伴いまして、公民館の設置に関しましても改正する必要がございましたので改正をしております。条例名としましては、西海市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となります。崎戸校区公民館という名称ですが、校区という名称が使えなくなるため、崎戸地区公民館に変更いたします。それから対象区域のところ、崎戸小学校区全域というところを、江島地区及び平島地区を除く崎戸町という形に変更いたします。この条例は、令和4年4月1日から施行するというところでございます。8ページからは、参考資料として新設小学校の校名の候補決定の経過等について記載をしております。全体で57件の公募があり、1番多かった大崎小学校で決定したというところでございます。以後の詳細については、後ほどご覧いただければと思っております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第3号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

崎戸校区公民館から崎戸地区公民館への変更という理由は分かるんですけども、その全体として校区公民館を設営していくといった方針との整合で言うと、これは公民館が1つ減ることになるんでしょうか。また、そうした公民館設置の方針というものの整合とか、今後の対応についてお聞きします。よろしくをお願いします。

○社会教育課長

名称を校区公民館から地区公民館に変えますが、活動としては今までの校区公民館と変わらない活動をしていただくような形になっております。今後につきましても、校区公民館についてはですね、それぞれの地区で協議しながらですね、設置ができる場所は設置をしていくような形で考えております。

○北島委員

崎戸校区公民館というのを設置して、公民館としての活動が行われてきたわけですけども、その名前が地区公民館となりますよね。活動内容は一緒だとしても校区公民館から地区公民館とカテゴリーが変わることになるわけですよね。それでいいのでしょうか

という質問です。大崎校区にはなるのでしょうか、公民館として崎戸地区の方々に対しての公民館活動というものを展開されるのであれば、第2校区公民館とか名称はいろいろと考えられたのではないかなと思います。もともと聞きたいのは、やはり西海市の公民館を設置していくという方針がある中で、せっかくあった公民館を減らすということでのいいのでしょうか、そうであれば今後の方針はどうされるのでしょうかということです。

○社会教育課長

崎戸小校区という校区が無くなるものですから、活動は旧崎戸小校区内でしていただくんですけれども、名称的には地区の方がいいんじゃないだろうかという判断で、校区から地区という変更をさせていただいたところです。地区公民館、校区公民館の在り方については今までと変わらない形で考えているところです。

○北島委員

校区公民館が地区公民館に名称変更されるという理由はよく分かります。今後の意見として聞いていただきたいのですが、西海市全体としての公民館の設置方針ですとか、公民館としての運営方針との整合をきちんとしていかないと、地区公民館に名称が変わったけれども一緒なんですよ、では通じないと思うんです。やっぱりきちんと公民館方針の中で各公民館の位置付けを定義したうえで、例えば今の名称変更の理由も含めて整合していくような体系をとっていただきたいなと思います。校区公民館から外しますということならそれで分かるんですが、そうでないのであれば、崎戸地区の公民館の位置付けもきちんとされていかないと、全体として整合がとれないのではないかなと思います。今後の検討課題として、意見として、申し上げさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○社会教育課長

ありがとうございます。整合性がとれるように、今後調整をしていきたいと思います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について)」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第8号)」

○教育長

日程第2「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

(教育費補正予算第8号)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

見開いて2ページからご覧ください。今回補正を計上した部分を説明します。まず1項教育総務費、2目事務局費で7,603千円の増額です。スクールバスの基金積立金の増額と、感染症対策事業の減額というところでございます。個別に申しますと、基金が10,780千円の増額、感染症対策事業は3,177千円の減額ということでございます。次に2項小学校費、2目教育振興費で10,400千円の増額です。感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(小学校分)の計上でございます。これは、国の助成事業に対応した予算計上で3月に補正し、新年度に繰越事業として活用することとなります。各学校でこのコロナ対策の用品等を購入するための経費となります。それから3項中学校費、2目教育振興費です。これは先ほど申し上げた事業の中学校分の計上で4,800千円の増額と、中学校通学費補助事業の3,597千円の減額ということで、差引き1,203千円の増額という計上になっております。次に4項幼稚園費です。1目幼稚園費ですが、10,600円の減額です。これは管理費の減額及び子育てのための施設等利用給付事業の減額ということでございます。個別に申し上げますと管理費が3,466千円の減額。給付事業が7,134千円の減額ということです。5項社会教育費、1目社会教育総務費については、職員給与費等の減額ということでございます。以上全体としまして8,106千円の増額ということで計上させていただいております。

4ページにおいては11款の災害復旧費で計上しておりますので、これは8号の補正はありませんが、参考のために添付しております。5ページは繰越明許費を記載しております。小学校費で感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(小学校分)、同じく中学校分、それから小中学校校舎空調設備整備事業を小学校分と中学校分。こちらについても繰越ということですので。最後に大瀬戸コミュニティーセンターの改修事業も繰越ということで事業を実施する予定としております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第4号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

小学校費と中学校費で計上されている学校教育活動継続支援事業ですけれども、これは国の補助事業の関係で上限額が決まっていると思うのですが、もし上限額の計算をされておられるようでしたら、その数字を教えてくださいと思います。

○学校教育課長

今回は1校800千円となっております。

○北島委員

わかりました。それでは校数、例えば中学校でいうと、本当はもっと確保できるんじゃないでしょうか。

○学校教育課長

中学校は江島・平島も入れまして6校で計算をしております。江島と平島につきましては小中併設でございますので、小学校の対象にもなります。ですので、江島と平島のみ1,600千円ずつの計上になっております。全校分として予算を計上しているところでございます。

○教育総務課長

中学校費の関係なんですけれども、提案理由の中で教育次長が申し上げたとおり、中学校費においては、通学費補助事業の減額を相殺した形の1,200千円ということです。感染症の部分については、4,800千円の増額補正という形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○寺本委員

5ページ教育費の中で空調の整備等が繰越になっていますが、まだ全校の空調の整備が整っていないということでしょうか。状況をお知らせください。

○教育総務課長

5ページの繰越明許費に計上しております小中学校の空調設備整備事業、これは小学校分と中学校分を分けて計上しているのですが、その事業の進捗状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。この事業につきましては、昨年9月の補正予算に計上しております。普通教室への空調の整備については既に完了しているところですが、コロナ対策ということで、音楽室であるとか、普通教室に転用可能な特別教室ですね、そういったところの整備を行うということで予算を計上しているところです。実際の進捗状況ですが、各学校を設計事務所が調査をしております。最終的には整備する教室を決定して、工事費について算出をするような形になるのですが、それが3月8日までに完了するというところで、現段階では計画をしているところです。実施設計が完了した後、工事の発注をするということで予定をしておりますので、今回の空調設備の整備事業については、本年の6月末までに完了したいということで、事業を推進している状況になっております。ですので、まだ完了はしていないという形ですので、できるだけ早く、今年の梅雨時期前までに完成をしたいということで進めている状況です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第8号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和3年度教育費予算）」

○教育長

日程第3「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和3年度教育費予算）」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

まず、1項教育総務費ですが、令和3年度予算として、363,488千円を計上しております。前年度と比べて28,463千円の増額というところでございます。後ほど主要事業等については、別ページで説明いたしますので、おおよその全体像としてご覧いただきたいと思っております。それから2項小学校費ですが、654,219千円を計上し、前年度から242,237千円の増額ということになっております。3項中学校費は165,070千円の計上ということで、こちらは前年度から24,837千円の減額というところでございます。それから4項幼稚園費です。10,904千円ということで、前年度から342,58千円の減額です。次年度から認定こども園に変わりますので、主に管理費等を計上しているところでございます。それから5項社会教育費です。308,211千円の計上で前年度から75,071千円の減額ということです。それから6項保健体育費です。391,423千円の計上で、前年度から56,938千円の減額です。全体としては1,893,315千円の計上で79,596千円の増ということでございます。なお令和3年度は、市長選がある関係で骨格予算となり、まだ保留されている部分もございます。6月の補正予算でまた新たな予算を計上しますので、全体としては大きく教育費の予算がついている傾向があるかと思われま

す。次に4ページでございます。こちらは新規事業及び普通建設事業です。まず新規ですが教職員住宅改修事業、これは大島地区の間瀬アパートの改修ということになっております。それから、小学校遊具更新事業ということで、令和3年から令和7年にかけて計画的に小学校の運動場遊具について整備をしていこうというものです。対象校を11校として考えております。

普通建設事業の建設工事でございますが、西彼北小学校の施設等整備事業で令和2年度から令和3年度にかけて整備をする予定です。また、大島東小学校施設等整備事業については、令和2年度から令和4年度についての事業ということです。それから社会教育課関係ですが、西海橋国重要文化財指定記念事業ということで、令和3年度から6年度までを予定しております。それから大瀬戸歴史民俗資料館改修事業については、令和2年度から令和3年度にかけて改修事業を実施する予定としております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第5号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

お願いみたいなことですが、教育総務費の中の事務局費にスクールバスの運行のことが書いてあります。保護者の中からですね、適正配置で大崎中学校になるときに、交通の便について、さいかい交通でしょうか、路線バスを利用するというので様子を見てスクールバス等も考えましょうというお話が出ていたようです。その方はスクールバスを出してほしいというより、部活が終わった後、子どもが帰るのに都合のいい路線バスが無いということでした。自家用車で送迎ができる家庭はいいのですが、それが出来ない家庭には厳しい状態になっているので、さいかい交通との交渉なり、代替の何かですね、部活後の帰宅の支援をお願いしたいという声がありましたので、お知らせしておきます。以上です。

○教育総務課長

2月9日に大崎地区の審議会を開催しております。その中で、小学校の適正配置事業の関係で、審議会の下に分科会を設置しておりますが、その中の通学分科会で、3小学校の統合に関するスクールバスの整備事業の経過報告をさせていただいております。小学校の統合に伴い、大島西小学校区、崎戸小学校区については、スクールバスをそれぞれ1台整備して運行するような形で計画しております。その検討状況について、審議会に報告をしたところですが、その審議会の折に、小学校の統合でスクールバスを整備するのであれば、寺本委員がおっしゃったような中学生のスクールバスの利用が出来ないだろうかというご意見をいただいたところです。中学校の部活動便や夏季休業期間中の便というのが、路線バスでは対応出来ない校区があります。具体的に言いますと、大崎中学校であったり、西彼中学校であったり、そういったところはどうしても路線バスでは対応が出来ない状況です。この件については、路線バスの運行事業者であるさいかい交通にも再三にわたって、市教委から申入れをしているのですが、それ以上に減便をせざるを得ない事情があるという説明もいただいたところです。ですので、寺本委員がおっしゃったような内容については、大崎中学校区だけではなく、他の中学校区の状況も見ながら、全体として、中学校のスクールバスをどうするのかという検討が必要ではないのかと考えております。小学校の事業とは別で、全市的な通学体制の整備というところで検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○北島委員

今回の予算編成の特徴を少し教えていただきたいというふうに思います。先ほど、市長選があるということでありましたが、教育長も新しくなられたことですし、コミュニティースクールであったりとか、学びの共同体の展開であったり、これまで取り組んできたこともあります。また、新たにGIGAスクール構想などありますし、教育行政としての特徴を今回の予算の中でどう考えておられるのか、ご説明いただけますでしょうか。

○教育次長

それではですね、それぞれの課長から令和3年度からの新しい予算や拡充したものなど、そういった点を説明して、傾向をご報告したいと思っております。

○教育総務課長

教育総務課の来年度の主な事業ですが、大きな2つの柱がございます。1つ目はやはり小学校の適正配置事業、2つ目が小中学校の学校施設整備でございます。大崎地区の適正配置事業については、来年度が最終的な準備段階での総仕上げの年と考えておりますので、先ほどから出ているようなスクールバスの整備であったり、閉校を記念する事業、新しい学校をつくる前段階の交流事業であったり、準備段階の様々な対応をしたいと考えております。小学校の適正配置事業に関連しますが、施設整備の関係で、大島東小学校の大規模改修工事を実施したいというふうに思います。また、施設整備の関係では、西彼北小学校についても老朽化が著しいというところもありますので、その整備と、これまで学校から要望が上がっておりました小学校の遊具を5年かけて、年次的に整備をしたいという形で考えております。全体として、前年度と比べても遜色ないような予算の確保が出来るのではないかと考えております。また、補正予算を6月に計上予定ですが、1つがやはり市内高等学校の存続に向けた予算を計上出来たらと考えているところです。教育総務課は以上です。

○学校教育課長

まず、当初予算の中で大きく変更するところが、人的支援の充実です。学力向上支援事業で、いつも話題に上がっております学力向上スーパーバイザーの充実を図るというご意見をいただいておりますので、新たに小学校のスーパーバイザーを1名増員しようと計画して予算計上しております。また、コロナ禍によって、子どもたちの心的なケアが必要であるということから、心の教室相談員を現在2名兼務にしておりましたが、増員を行い、各校1名配置にしようと思っております。その予算も計上しているところです。

GIGAスクール構想やコミュニティスクールについてお話をしますと、GIGAスクール構想はですね、この6月の補正予算になるんですけれども、各校に1人1台のコンピューターを導入していますが、これを運用するためのGIGAスクールサポーターを配置しながらやっているんですが、配置後の次年度のケアも必要ということで、GIGAスクールサポーターを6月に予算計上して配置する予定でございます。具体的には、今も年間3回から4回サポートしていただける支援員を配置しているんですが、これを3倍に増やしまして、1校当たり12回の予算で運用がしっかりできるようにしようと思っております。また、子どもたちが実態に応じてコンピューターを活用しながら学力向上が図れるように、AIドリルを導入しようと思っております。それも予算計上しております。実態に応じて家庭学習も充実させながら、より1人1台端末を効果的に活用しようと予算計上しております。コミュニティスクールについては、現在大瀬戸小学校1校ですが、次年度から4校増えます。合計5校のコミュニティスクールの運用となります。計画的に今後も進めてまいろうと思っております。以上です。

○社会教育課長

社会教育課の主な事業としましては、新規で取り組むものとしまして西海橋が国の重要文化財に指定されておりますので、その記念事業ですね。それから、西海橋を活用した集客等が出来ないかですね、他の課と連携しながら行っていくようにしております。社会教育課では文化施設や体育施設など、多くの施設を抱えておまして、老朽化が結構ひどくなってきておりますので、本年度、長寿命化計画を策定しました。次年度以降、施設の整備計画等を改めて見直しを図りながら、市民の皆さんに安全にご利用いただけるような施設整備等を考えていきたいと思っております。あとは青少年スポーツ振興基金ですね、そういうものを活用して、子どもたちの支援等も考えていきたいと考えております。以上です。

○教育長

ただいま各課から説明がありましたけれども、私から補足といいますか、少し話をしたいと思っております。1番大きなこととしてはGIGAスクール構想が昨年からはじめてですね、先ほど課長からありましたけれども、端末が各学校に入るだけでは活用が十分になされないということで、その手当をしっかりしたいと考えています。それを中心にですね、学力の向上というのはずっと言われていますけれども、今後もしっかりGIGAスクールを軸に、家庭教育の充実にも今後力を入れていきたいと考えております。また、社会教育についてはコロナ禍で昨年度いろんな行事が中止になりましたので、来年は何とか例年に戻すというところかなと考えております。そして教育総務課からありましたけど、やっぱり高校の存続というのが、西海市内の教育とは直接関係ないんですけれども、西海市全体にとってはです

ね、非常に重要な課題となっていますので、西海市としてできることをですね、最大限力を入れて、高校の存続に向けてですね、来年、大きなアクションをしなきゃいけないなということを考えております。以上です。

○北島委員

それぞれご説明いただきましたし、教育長からも総括でお話をいただきました。それぞれ行政を前に進めていただきたいなと思っております。そういった中で、今教育長がおっしゃったように、コロナ禍を見据えながらということではありましたが、私たち医療・介護に携わる者に情報として入ってきているのが、やはりワクチンの接種が自治体によって相当差が出るだろうということです。全国では年内に終わらない自治体もあるだろうということも言われております。また、16歳未満の子どもにはですね、まだワクチンの接種という判断も出てきておりませんので、学校教育課長からも説明がありましたけど、心のケアということも並行しながら、様々な交流の可能性ということも見出していただきたいなと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

○寺本委員

まずお礼ですが、スーパーバイザーの増員と心の相談員各校1名の配置、本当にありがとうございます。お尋ねしたいのは、AIドリルという言葉が出てきました。どういうものか知りたいなと思っております。子どもの学習や進路に応じて、問題が出されるようなものを想像したのですが、どんなものでしょうか。教えてください。

○学校教育課長

基本的には小学校の4年生から6年生まで、そして中学校の全学年に導入しようと思っています。内容としては4教科ですね、主要教科についての内容になります。単に宿題とか自分で課題をするのではなく、例えば5年生の子どもが5年生の算数の問題を解いている時に、なかなかよくわからない場合、関連のボタンを押すと、4年生の関連する内容の問題に飛びながら、改めて復習をすることができるようなドリルでございます。子どもの実態に応じて、自分の学びたい内容を効果的に学ぶことができるというところから導入をしようとしているところでございます。これを教育長が申し上げた家庭学習の充実の重要な方策として、今後活用していきたいと思っています。以上です。

○村山委員

文化財保護費に西海橋が国の重要文化財に指定され、それに伴う記念事業というところで、国の重要文化財になったことも今頃で遅いなとか、そんなすごいものが余りこう広く知られてないということで、今回、記念事業がどういう内容のものか少し気になるのですが。

○社会教育課長

はい。ありがとうございます。西海橋につきましては、国、県の所有物になっておりますので、長崎県と佐世保市、西海市の3者が共同してですね、記念事業を行っていくような形で、今後ですね、内容等も詰めていきたいと思っております。良いアイデア等あれば教えていただければと思いますので、よろしく願います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和3年度教育費予算）」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第6号 教育財産の用途廃止について（幼稚園）」

○教育長

日程第4「議案第6号 教育財産の用途廃止について（幼稚園）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページに参考条文を記載しております。3ページ、4ページについては、位置図と航空写真をつけております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第6号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第6号 教育財産の用途廃止について（幼稚園）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第7号 西海市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第5「議案第7号 西海市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページの新旧対照表でご説明いたします。間瀬本町1区行政区と間瀬本町2区行政区が間瀬本町行政区に、間瀬東町1区行政区と2区行政区が間瀬東町行政区に、それから馬

込東行政区と西行政区が馬込行政区になるということで、それに合わせて通学区域の改正をしているというところがございます。4ページには改正のポイントがありますが、先ほど申し上げた内容になります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第7号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第7号 西海市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第8号 西海市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則の制定について」

○教育長

日程第6「議案第8号 西海市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが規則の改正案となります。こちらについては、現在の公印の内容が網羅されております。改正内容としましては、11ページからの新旧対照表で説明をさせていただきますと思います。公印は2つございまして、大島幼稚園印と園長印の2つが削除されるということになります。

10ページをご覧ください。西海市立大島幼稚園管理規則等の廃止ということで、第2条で改正をしております。1つ目が西海市立大島幼稚園管理規則、2つ目が西海市立大島幼稚園預かり保育条例施行規則、3つ目が西海市立幼稚園保育料に関する規則が廃止ということになります。17ページは改正のポイント等でございますが、先ほど申し上げた内容になります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第8号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号 西海市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第9号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第7「議案第9号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

4ページからが新旧対照表になります。変更点は下線の部分になります。第2条第1項の「、別表第1に定めるとおりとし」を「、別表第1に」に、それから、第2条第2項の公益財団法人日本体育協会が名称変更となり、公益財団法人日本スポーツ協会(加盟団体を含む。)に変更になっております。

続けて読み上げていきます。「公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という。)又は公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「日本オリンピック委員会」という。)に加盟する競技種目で、国、県その他の公的機関、日本体育協会(加盟団体を含む。)、日本オリンピック委員会(加盟団体を含む。)又はこれに準ずる団体が主催する大会のうち、予選会等を経て上位3位までに入賞するか代表として選抜され、国又は県の代表として出場する大会とする。」という規定を「地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会(加盟団体を含む。)又は公益財団法人日本オリンピック委員会(加盟団体を含む。)が主催、共催又は後援する大会のうち、予選会等を経て国又は県の代表としての出場資格を獲得し出場する大会とする。ただし、交流又は親睦が主たる目的であると認められる大会は除くものとする。」と変更しております。

また、第2条第2項第1号及び第2号で、「中学生(中学校総合体育大会は除く。)」を「中学生」に、「高校生(高等学校総合体育大会は除く。)」を「高校生」に変更しております。それから新たに4号として、「国、県及び主催者による助成並びに在学する学校等から遠征費等の支出がある場合は、当該補助対象経費からその額を控除するものとする。」ということを加えております。

それから備考になります。旧の備考の2は先ほどの4号です。備考の3になりますが、「自家用車・バス等の借上げ等については、補助対象者の人数に応じて按分した額とする。」というところについては、「補助対象となる交通費は、公共交通機関を利用する経費、レンタカー及び自家用車の借上料(燃料費含む。)並びに有料道路通行料とし、補助対象者の人数に応じて按分した額とする。」と変更しております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第9号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第9号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

(5分間休憩 10:50~10:55)

日程第8「議案第10号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金のうち保護者等から徴収する額を定める要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第8「議案第10号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金のうち保護者等から徴収する額を定める要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページの新旧対照表でご説明いたします。下線を引いた部分に変更点ですが、今回第1条の「園児、」という文字が削除されたということ、それから第2条の負担額についてですが、「園児1人当たり 200円」というところが削除。それ以降は号数をずらすということになっております。5ページには改正のポイントを記載しております。令和3年4月1日からの施行の予定です。以上で説明を終わります。

○教育長

ただいま、議案第8号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

○寺本委員

園児ということが削除されたということで、こども園に通う子どもへのサポートはどういう形に変更されていくのでしょうか、教えてください。

○教育総務課長

今回改正をする告示につきましては、教育委員会で定めた告示になります。4月から認定こども園に移行し、市長部局が管轄になりますので、市長部局で同様の告示の制定をして、同じような共済に加入をしていくような形になりますので、補償の内容等は4月以降も変わらないということで認識をしております。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第10号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金のうち保護者等から徴収する額を定める要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第11号 西海市立学校財務事務取扱要領の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第9「議案第11号 西海市立学校財務事務取扱要領の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

変更点については、3ページ以降の新旧対照表でご説明いたします。第8条の中で「第3号」に規定するという部分が「第4号」に、それから「5万円以下とする。」という部分を「5万円以下とし、同号に規定する光熱水費については、50万円以下とする。」という変更でございます。

それから第3号が新たに追加されて、「旅費のうち費用弁償」ということで、あとはずれていくというところになります。

第6号の「委託料のうち廃棄物収集委託料」が追加されております。旧では「図書室(館)図書代」というのを、第9号で「図書購入費」に変更しております。

4ページに改正のポイントがございますが、主な内容は先ほどの部分です。これまで対象金額を20万以下としていたところを、空調設備の設置に伴い電気料が20万円を超える場合がございますので、対象金額を50万円以下に増額したということ。それから費目について、分かりやすいように修正をしたところでございます。令和3年4月1日から施行する予定としております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第11号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第11号 西海市立学校財務事務取扱要領の一部を改正する訓令の制定に

ついて」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第12号 西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規程及び西海市立大島幼稚園に勤務する会計年度任用職員の服務に関する規程の一部を改正する等の訓令の制定について」

○教育長

日程第10「議案第12号 西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規程及び西海市立大島幼稚園に勤務する会計年度任用職員の服務に関する規程の一部を改正する等の訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育総務課長

教育次長の提案理由の説明の前に、議案書の参考資料となる新旧対照表の修正をお願いしたいと思います。4ページをお開きください。新旧対照表で改正をする訓令の名称を記載しております。（第1条関係）ということで、訓令の名称を記載しておりますが、この修正になります。「西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規定及び西海市立大島幼稚園に勤務する会計年度任用職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令」の「及び」から、それ以降の規定を削除していただきたいと思います。修正後の訓令の名称ですが、「西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令」という形に修正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○教育次長

（議案朗読）

4ページから新旧対照表になります。改正点は5ページの中段になります。大島幼稚園から大島こども園に名称を変更し、間瀬保育所は削除しております。

それから、関連しまして改正がございます。2ページの下段になります。西海市立大島幼稚園に勤務する会計年度任用職員の服務に関する規程の廃止でございます。第2条で、この規定を廃止するというご理解いただきたいと思います。6ページには改正のポイントがありますが、こちらは先ほど申し上げた理由と重複しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第12号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって、「議案第12号 西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規程及び西海市立大島幼稚園に勤務する会計年度任用職員の服務に関する規程の一部を改正する等の訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：3月18日（木）午後1時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時20分閉会）